

「悪魔ちゃん」事件にみる命名の自由とその限界

宮 崎 幹 朗

はじめに

一 悪魔ちゃん事件の経過

二 悪魔ちゃん事件の法的問題点

三 親の命名の権利とその制限

四 名に関する法的規制と戸籍事務管掌者の審査権

おわりに

一九九四年一月一三日または一四日付けの各新聞は、東京都昭島市において、次のような事件が起こり、家庭裁判所で争われている旨を報道した。つまり、子に「悪魔」と名を付けた出生届出に対して、市はいったんその届出を受け付け、戸籍に記載したものの、その後その名が社会通念上問題があるとして戸籍上の「悪魔」という名を抹消して、両親に名前の変更をして別の名前を届け出るように指導し、これを両親の側が拒否して、家庭裁判所に不服申し立てをおこなっているという事件であった。¹⁾この問題が閣僚懇談会でも話題となり、当時の三ヶ月法務大臣も「悪魔」という名は親の命名権の濫用にあたりと発言したことも報道され、さらに、中国でも英字新聞がこの事件を伝えたことが報道されるなど、大きな社会的反響を呼ぶことになった。²⁾この問題について、東京家庭裁判所八王子支部は一月三十一日に、「悪魔」という名は命名権の濫用にあたり、違法としながらも、市がいったん受理した以上、戸籍の名の抹消をおこなうには法定の手続きが必要であり、これを経ずになされた抹消は違法であるとして、空欄になっている名の欄に「悪魔」という名を復活させるように命じた。³⁾一方で「悪魔」が違法とされながら、他方で「悪魔」と戸籍に記載せよというしろうとは分かりにくい審判の結論もあって、一層「悪魔ちゃん」が世間の注目を集めることとなった。

民法上は人の名について何らの規定もなく、戸籍法上は子の名に関する制限はその使用することができる文字・漢字の範囲が定められているだけである。その点からすると、確かに「悪魔」という名が法律上許されないとする理由は存在しないことになる。しかし、「悪魔」という言葉の持つイメージが人の名としてふさわしいといえるのか

という疑問を生じさせた。他方、子の名について行政的な介入がここまで必要かという疑問もまた指摘された。そして、この問題が単に社会的な反響を呼んだ問題として取り上げられただけではなく、法務大臣が人名についての基準の構築の可否を検討するよう要請したことなどからもわかるように、法律的にも重大な問題として受けとめられたわけである。⁽⁴⁾確かに、従来、子の名への法的規制の在り方や親の命名権の問題についてはあまり論じられてこなかったことは間違いない。⁽⁵⁾そのような点から、このいわゆる「悪魔ちゃん」事件が多くの研究者や実務家の関心を引き、この問題についてかなり綿密な検討が加えられつつある。⁽⁶⁾本稿は、これらの検討を参考にして、「悪魔ちゃん」事件の法的問題を整理し、検討してみたい。⁽⁷⁾

(1) 読売新聞一九九四年一月三日〔一四版〕記事、毎日新聞一月三日夕刊〔四版〕記事、朝日新聞一月四日〔一四版〕記事、愛媛新聞一月四日記事参照。

(2) 毎日新聞一月四日夕刊〔四版〕記事、愛媛新聞一月五日記事など。毎日新聞一月六日〔一四版〕記事では、「悪魔」君裁判 中国でも報道」と題して中国の英字新聞が「日本の父親 名付けて残酷なジレンマ」という記事を掲載したことを伝えている。

(3) 愛媛新聞二月二日付記事、判例時報一四八六号五六頁、判例タイムズ八四四号七五頁参照。なお、各新聞の報道によれば、審判は二月一日とされているが、実際の日付は一月三一日となっている。

(4) 一月四日の閣僚懇談会における佐藤自治大臣の基準の検討依頼に対して、三月月法務大臣が法的根拠として何らかの価値評価基準が必要ではないかとして法務省民事局で検討するとした。しかし、法務省では、親の命名権への行政的介入は極力避けるべきであることなどを理由として、一般的な基準を定めることは困難で、個別具体的な事案について命名権の濫用かどうかを判断するしかないという態度を示し、どのような基準で名の受理を拒否できるかについての通達を見送ることにしたと報道された(愛媛新聞一九九四年一月五日記事参照)。これを受けて、三月月法務大臣は一月二日の閣議終了後の記者会見で、価値評価のからむ問題に行政が一律の基準を作るのは難しいと述べて、命名の基準作成が困難であるという法務省の態度を明らかにした。朝日新

閏一月二日夕刊「四版」記事、毎日新聞一月二日夕刊「四版」記事参照。

(5) 改名について触れた文献は多いが、命名の問題について触れたものとしては、戒能通孝「子を命名する権利と義務」穂積重遠追悼「家族法の諸問題」（有斐閣、一九五二年）三二九頁、田中実「命名の法理」慶応義塾大学法学研究三七卷一〇号（一九六四年）一頁、高橋豊治「命名と名の変更」戸籍二八七号（一九七〇年）一頁などがあげられる。

(6) 悪魔ちゃん事件に関する評釈として、野田愛子「悪魔」という名前の子供」ジュリスト一〇四二号七〇頁（一九九四年）、加藤一郎「悪魔」騒ぎを考える——子の命名をめぐって——」法学教室一六四号九六頁（一九九四年）、三村美美子「悪魔ちゃん」命名事件に寄せて」亜細亜法学二九卷一〇一八三頁（一九九四年）、中川淳「子供の名前——悪魔」くん命名事件」法律のひろば四七卷三号七四頁（一九九四年）、同「悪魔」と命名することは命名権の濫用といえるか」判例評論四二九号六七頁（判例時報一五〇三号二二九頁、一九九四年）、足立哲「悪魔」ちゃん事件顧末記」民法法情報九一四頁（一九九四年）、倉田卓次「悪魔」という名前」法令ニュース二九卷三号一四頁（一九九四年）、同「悪魔ちゃん再論」法令ニュース二九卷五号一四頁（一九九四年）、村重慶一「悪魔」という名前を職権で抹消することができるか——「悪魔」ちゃん事件審判」戸籍時報四三八号四六頁（一九九四年）、大里知彦「人名」について考える——「悪魔」ちゃん騒動から学ぶべきもの——」戸籍六二二三号二七頁（一九九四年）、石川稔「悪魔」と命名することが命名権の濫用にあたるか」私法判例リマックスNo10（日本評論社、一九九五年）八六頁、などがある。なお、板垣英憲「姓名と日本人——「悪魔ちゃん」の問いかけ」（DHC出版、一九九四年）もある。

(7) 本稿ではさらにこの問題がこれほど大きな反響を呼んだ社会的要因についても触れたいと考えていた。特に、審判の申立人であった「悪魔ちゃん」の名前にこだわった父親の法行動に注目した上で、この行動への評価の検討を試みるつもりであった。この父親の一連の行動を法システム（行政、裁判所）への働きかけという面から分析してみることが可能であると思われる。しかし、紙面の関係もあり、この部分については後日の機会にまとめることにした。なお、「法行動」の考え方については、六本佳平「法社会学」（有斐閣、一九八六年）二二三頁以下、宮澤節生「法過程のリアリティ」（信山社、一九九四年）七頁以下参照。

一 悪魔ちゃん事件の経過

事件の経過を新聞等のマスコミの報道と審判文から、追ってみると、次のようにまとめることができる。⁽¹⁾

一九九三年八月二日に、子の父親が昭島市役所に対して「悪魔」という名が受理されるかどうか問い合わせたところ、市役所の係員は「悪」も「魔」も人名漢字表にあるので受理に支障はないと回答した。そこで、同月一日父親が「悪魔」名の出生届を提出し、市役所の係員はこれを受け付けた。翌一二日昭島市役所の戸籍課職員の間で「悪魔」という名に疑問が出され、戸籍課から上級監督庁である東京法務局八王子支局に受理の可否について問い合わせたところ、問題はなという回答を得て、戸籍に「悪魔」と記載した。一三日になり、東京法務局八王子支局から、慣例により記載の翌日に押印することになっている事項欄末尾の市長印の押捺をしないようにとの指示があり、昭島市役所戸籍課は再度協議した結果、「悪魔」の名の受理手続きの完成を保留することにし、正式に法務局へ処理伺いを出すことにした。そして、東京法務局八王子支局長宛に昭島市長名の「出生届処理伺い」という文書を同月一七日付けで送付し、指示を求めた。同年九月二十八日、東京法務局八王子支局長より二七日付け文書で、子の名を「悪魔」として処理するのは妥当でなく、届出人に新たな名を追完させ、届出人がこれに応じるまでの間は、名未定の出生届として扱うようにという指示がおこなわれた。そこで、即日、昭島市長は、その指示に従い、出生届書の中の「その他」の欄に「子の名については、東京法務局八王子支局長の指示により『名未定』とする」旨の付箋処理をし、子の戸籍につき、記載されている出生事項に「名未定」の文字を加入し、また、同戸籍の「名欄」に記載された「悪魔」の文字について、誤記を原因として朱線を施し、抹消の各手続きをおこない、文末に市長印

の押捺をおこなった。

そして、一〇月四日、昭島市長から出生届の届出人である子の父親に対して、出生子の名の追完を求める催告書を送付した。これに対して、父親は同月中旬東京法務局八王子支局においてあらためて「悪魔」という名の届出を受理できないとの説明を受けたが、これに納得がいかず、昭島市長の出生届不受理処分に対する不服申し立てをおこなったという経緯である。

父親側の主張は次のとおりである。「悪魔」という名は、戸籍法五〇条に規定する制限内の文字からなっていること、子に対して明らかによい影響を与え、一度聞いたら二度と忘れることのない最高の概念を含むものであると主張し、したがって、本件受理手続きを完成させて、「悪魔」名の戸籍への記載がなされるのが当然であり、昭島市長がこれを拒否したのは違法であるとする。また、一度受理され戸籍に記載された名を法定の手続きを経ずに抹消することは許されず、その意味でも昭島市長の抹消処分は承服できず、抹消前の記載を復活すべきであると主張した。これに対して、昭島市長は「悪魔」という名については、社会通念からみて明らかに不適當であり、命名権の濫用にも当たり、戸籍法の趣旨に照らして、使用を許すべきではなく、違法な名として受理できないと反論した。また、出生届は受理済みであるが、「悪魔」という名については違法として未受理状態にしているのであり、このことは、身分事項欄の末尾に市長印の押捺がないことから明らかである。「悪魔」という名は一度戸籍面上記載されたが、単なる誤記として抹消済みである。これは、受理の一部撤回がなされ、名の部分が未受理で戸籍の記載がない状態にすぎないと主張し、手続きに問題はなかったと強調した。

以上ですが、通常の判例研究で取り扱うべき事実の概要ということになろう。しかし、今回の事件の事実の経過はむしろこれ以後のマスコミ報道による影響がきわめて強くあらわれていることに特徴がある。

一月一三日以後のこの争いの報道の後、すでに指摘したように、一四日の閣僚懇談会で話題とされ、同日三ヶ月法務大臣の記者会見での「命名権の濫用」発言があらわれた。⁽²⁾この時点で、法務省は一般的な子への命名基準を構築することは困難だが、少なくとも命名は全くの親の自由の自由に委ねられるのではなく、「悪魔」というような名は社会通念上認められないものとして受理を拒むことができると考え、昭島市役所の態度を認容する姿勢をみせていた。

二月一日または二日に東京家庭裁判所の審判が報道されるまでの間にも、各新聞は、父親の側の命名の自由を強調する態度や主張を報道するなどこの問題に関する報道を続けている。⁽³⁾また、単に当事者の主張を報道するにとどまらず、コラム的に取り上げたり、名に「悪」や「魔」をつけられて悩んだ人の談話の紹介などして、この問題についてのマスコミの関心の高さを示している。そして、これらの報道に呼応するように、各新聞の投書欄には、「悪魔」という名についての賛否両論が次々とあらわれるようになった。⁽⁵⁾

そして、一月三十一日に東京家庭裁判所八王子支部の審判が出され、この結論が各新聞等のマスコミによって報道され、反響はますます広がっていったものといえる。「戸籍の記載の抹消が違法というのは納得できない」という昭島市側の審判へのコメントや両親の側の「悪魔という名が違法というのが納得できない」などのコメントも付いて審判が詳しく報道されている。⁽⁶⁾審判以後も各新聞の投書欄、社説などの論評でも「悪魔ちゃん事件」が取り上げられ、⁽⁷⁾また各自治体の反応を紹介するなど、マスコミ報道の中で世間の注目を集めていた。⁽⁸⁾

その後、二月一〇日に昭島市が即時抗告をおこなった。⁽⁹⁾これにより、この事件の法的決着は上級審判庁に委ねられることになったと思われる。しかし、二月一五日父親が不服申し立てを取り下げることによって裁判上の争いは突如結末を迎えることになった。⁽¹⁰⁾父親は取り下げの理由について次の三点をあげているようである。第一に、これ以上名前のない状態が続くのは子どもにとってよくないこと。第二に、弁護士費用など今後の金銭面での負担が大

きいこと。第三に、争いごとに飽きたこと、および家族の精神的疲労が限界に近づいていることをあげている⁽¹¹⁾。しかし、父親はまだ家では「悪魔」と呼ぶと発言したことも報道された⁽¹²⁾。

その後、三月には父親が子の名を「阿久魔」と名付けた旨を昭島市に伝えたが、市側は東京法務局と検討した結果、当て字でも「悪魔」を連想させて好ましくないと判断して、父親に説明したという経緯が報道され⁽¹³⁾、ようやく五月三〇日に父親が子の名を「亜駆」（あく）として届出をおこなない、昭島市がこれを受理し、「悪魔ちゃん」事件は終結した⁽¹⁴⁾。

- (1) 事実関係については、判例時報一四八六号五六頁以下参照。
- (2) 読売新聞一九九四年一月二四日付記事など。
- (3) たとえば、毎日新聞一月一八日「一四版」記事。
- (4) たとえば、朝日新聞一月二二日「二版」「みんなのQ&A」、朝日新聞一月二〇日「一四版」記事。
- (5) 新聞の投書欄への読者の投書については、父親の常識を疑うという観点から親の身勝手を批判し、親の権利の濫用にあたるから、市の態度は当然という趣旨のものと、子の名前にまで行政が口出しするべきでないとして市の対応を批判するもの、とにおおむね二分される。これは新聞社が両方の意見が平等に掲載されるように配慮したせいかもしれないが、市と父親の立場の両方の立場を支持する投書がそれぞれあった。同時に、父親の考えは非常識とは思わなければならないが、市と父親の立場の両方の立場を支持する投書が多かった。名前のものへの評価と法的手続きの問題を分けて考慮すると、このような考えが多くなるのかもしれない。

(6) 朝日新聞二月三日「東京一四版」記事など。

(7) たとえば、朝日新聞二月二日「一四版」社説では「ボクの人生はこれからだ」と題して悪魔ちゃん事件について論じている。また、毎日新聞二月二七日「一二版」日曜論争では、二人の有識者（河合洋、人見康子の両氏）の意見を掲載して、この問題について整理を試みている。その他にも、毎日新聞二月五日「二三版」新聞時評（鈴木広）、愛媛新聞二月二七日「奥様リポーター報告」など参照。

(8) 朝日新聞二月二日「東京一四版」記事。

(9) 朝日新聞二月一日「一四版」記事など参照。

(10) 毎日新聞二月二五夕刊「四版」記事。

(11) 朝日新聞二月二六日「東京一四版」記事、読売新聞二月二五日「一四版」記事参照。

(12) 朝日新聞二月二六日「一四版」記事。

(13) 愛媛新聞三月一六日記事、毎日新聞三月一六日「一四版」記事。倉田卓次元裁判官は「悪魔ちゃん再論」法令ニュース二九巻五号一四頁において、最初から「阿久魔」であれば、恐らく今度のような問題はおこらなかつただろうと指摘している。

(14) 読売新聞五月二二日「一四版」記事。

二 悪魔ちゃん事件の法的問題点

この事件に関する法的問題は、次の三点である。⁽¹⁾ 第一に、親の命名行為に対する行政的介入が許されるかどうか。第二に、子に「悪魔」と命名することが親の命名権の濫用となるかどうか。第三に、いったん戸籍に記載された名前を戸籍事務管掌者が職権で抹消することが認められるかどうか。これら三点が今回の事件で争われた。これについて、東京家庭裁判所八王子支部はおおむね次のような判断を示した。⁽²⁾

第一の問題について、審判は「命名権の行使は、全く自由であり、一切の行政による関与が許されず、放置を余儀なくされるとするのは相当でなく、その意味で、規制される場合のあることは否定できない。」という判断をした。戸籍法五〇条一項は「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない」と規定し、戸籍法施行規則六〇条が名に用いられる字について、常用漢字、人名用漢字、変体仮名を除く平仮名または片仮名の使用に限定し、一定の制限を付けている。この限りでは、「悪魔」という名前について、「悪」も「魔」もそれ自体は使用を禁じられていない。この場合に、戸籍事務管理者が、「悪魔」という熟語の意味・内容に立ち入って、職権により届出を受理しないことができるかどうかについて、審判は「名は、氏と一体となつて、個人を表象、特定し、他人と区別ないし識別する機能を有し、本人又は命名権者個人の利益のために存することは勿論であるが、そのためだけに存在するものではない。即ち、名は極めて社会的な働きをしており、公共の福祉にも係わるものである。従つて、社会通念に照らして明白に不適当な名や一般の常識から著しく逸脱したと思われる名は、戸籍法上使用を許さない場合がある」というべきである。このことは、例えば、極めて珍奇な名や卑猥な名等を想起すれば容易に理解できるところである」としている。さらに、改名および改氏についての家庭裁判所の許可要件として「正当な事由」、「やむを得ない事由」が求められていることをあげて、戸籍法自体が、命名において、使用文字だけではなく、名の意味・内容を吟味する場合のあることを予想していることを指摘し、また、親の命名については被命名者である子の利益を著しく損なう名とか、子の人格を冒瀆するような名は避けるべきであり、そのような配慮が必要であるとした上で、先のように述べて、行政的規制の及ぶことを認めた。そして、「戸籍法上、出生子の命名については一定の文字の使用を禁じる以外は、直接の法的規制が存しないことに鑑みれば、親（父母）の命名権は原則として自由に行使でき、従つて、市町村長の命名についての審査権も形式的審査の範囲にとどまり、その形式のほか内容にも及び、実質的

判断までも許容するものとは解されないが、例外的には、親権（命名権）の濫用に互るような場合や社会通念上明らかにならざる不適当と見られるとき、一般の常識から著しく逸脱しているとき、または、名の持つ本来の機能を著しく損なうような場合には、戸籍事務管掌者（市町村長）においてその審査権を発動し、ときには名前の受理を拒否することも許されると解される。その意味では、戸籍法の基本精神に照らして、同法五〇条の「常用平易の文字」の意味を拘り定規に解するのではなく、事案によっては、若干解釈の幅を広げること（類推解釈）もやむを得ないといふべきである」として、戸籍法五〇条を根拠として、子の名前に関する例外的な行政的介入の余地を認めなければならぬ。もちろん、その後で、「濫用、社会通念、一般の常識等の概念は、先にも触れたとおり、一義的ではなく、各人により、解釈が分かれることは否めない事実であるから出生届受付等に際しては、行き過ぎた規制、指導等のないようにすべきであらう」と指摘し、「命名の自由」に対する慎重で十分な配慮が必要と述べて、最終的には、戸籍事務管掌者の審査権と親の命名権との調和を図る必要があることを指摘している。原則論としては妥当な審判の説示であるといえるだろう。したがって、問題は次の「悪魔」という名前が例外的に規制されなければならない著しく不適切な名であるかどうかという判断が必要となってくる。

結論的に言えば、第二の問題について、審判は「悪魔」という名前が先に述べた例外的に規制を受ける場合にあってはと判断しているわけである。先述のように、裁判所は命名権の濫用にあたるような場合、「悪魔」という名が社会通念上明らかに名として不適当である場合、一般の常識から著しく逸脱している場合、名の持つ本来の機能を著しく損なうような場合に、名前の受理を拒否できるとして、命名に関する行政的介入も許されるとしているが、ここでは、子本人の社会的適応という観点から、命名が親権の濫用にあたるとしている。その点からすると、「悪魔」という名前の是非について直接的な判断を避けているといえよう。審判は、次のように説明している。父親の命名

の理由は、この命名によって人から注目され刺激を受けて、これをバネに向上がはかれるということにあるが、これについて「申立人の上記命名の意図については理解できない訳ではないが、申立人のいう本件命名に起因する刺激（プレッシャー）をプラスに跳ね返すには、世間通常求められる以上の並々ならぬ気力が必要とされると思われるが、長男にはそれが備わっている保証は何もなく、申立人自身が、上記のとおり本件命名に起因する刺激のために、勤務先を退職していること等よりしても、本件命名が申立人の意図とは逆に、苛めの対象となり、ひいては事件本人の社会不適応を引き起こす可能性も十分ありうるというべきである。即ち、本件「悪魔」の命名は、本件出生子の立場から見れば、命名権の濫用であつて、前記の、例外的に名としてその行使を許されない場合といわざるを得ない。従つて、本件命名につき昭島市長が戸籍事務管掌者として疑問を呈し、「悪魔」をやめて他の名にすることを示唆（所謂窓口指導）しても、命名者がこれに従わず、あくまでも受理を求めるときには、本件命名は不適法として受理を拒否されてもやむを得ない事案である」と述べて、親の命名権の濫用にあたることを認めている。

第三の問題については、審判は、概略で言えば、昭島市長が出生届を受理していることが明らかである以上、職権で戸籍から名の記載の抹消することは許されないと述べて、「悪魔」という名を抹消した市長の処分は違法無効であり、「悪魔」の名の記載を復活させるのが相当であるという判断を示した。昭島市側は、出生届を受け付け、戸籍の該当欄に「悪魔」と記載したが、市長印の押捺をしていなかったことを理由に「悪魔」という名の受理手続きを保留したこととし、戸籍の名の欄には「名未定」の文字を加入し、「悪魔」の文字を誤記を理由として朱線を施し抹消したわけである。この手続きについて、審判はまず事実関係について出生届の受理がおこなわれたことを明らかにした。出生届出の受け付けられないし受理の前後の事情を考慮すると、出生届のうち「悪魔」という名の部分のみを分離して未受理とみることはできないし、市長印の未押捺をもって未受理の証拠とすることはできないと指摘

した。その上で、今回のように本来受理すべきでなかった場合には一方的に職権で戸籍訂正をおこなうべきではなく、あくまでも届出人に対して戸籍訂正の申請を促すという方法を取っておこなうべきであったとする。すなわち、「戸籍法五〇条、同法施行規則六〇条に違反する制限外の文字を子の名に用いた出生届を誤って受理したときは、届出人に戸籍訂正の申請を促し、追完の催告をすべく、届出人がこれに応じないときは、戸籍にそのまま記載するほかに、職権により消除したり、別の文字・字体を記載することは許されない」という一般論を展開し、戸籍法上違法で、本来受理すべきでない「悪魔」という名であっても既に受理したものである以上、申立人が戸籍の訂正に応じない限り、戸籍の記載はそのままにするほかはなく、昭島市長の「悪魔」という名の抹消処分は明らかに違法で、無効であるという判断を下している。

東京家庭裁判所八王子支部は、このように一方で「悪魔」という名前を子の利益という観点から不適當であり、親の命名権の濫用にあたる場合と認め、両親の主張を排斥しながら、他方で戸籍の取り扱い実務の形式性を理由として両親の申し立てを容認したことになる。その点で、この審判はしろうとは分かりにくい中途半端なものとうつつたのではないだろうか。

法律的にはこの「悪魔ちゃん」事件審判の結論を左右する決定的な論点は最終的には戸籍取り扱い事務手続きにあったといえる。この審判で問題となった戸籍取り扱い上の論点は、本件のような昭島市による戸籍事務の取り扱いがおこなわれた場合に、「悪魔」という名前の部分を含み出生届は受理され、戸籍に記載されたとみるべきか否か、「悪魔」という名前を違法な名前として誤記を理由に職権による抹消が許されるのかどうか、そして市長印の押捺の意味はどこにあるのか、というような問題になるとも指摘されていた。⁽³⁾

確かに、出生子の名前の記載のない出生届を受理した場合に、名前を未定として届出人に名前を追完させて記載

し、これがおこなわれない場合にはそのままにしておくという取り扱いがなされている。⁽⁴⁾その限りでは、出生自体の届出と出生子の名前の部分とを切り離して処理すること自体は受け入れられているといえる。しかし、いくら市長印が押捺されていなかったとはいえ、それは単に慣例として翌日に押すことになっていたという理由に基づくものであるとすれば、届出書は受け付けられ受理されたという事実をくつがえす証拠とはならないだろう。もちろん、この点について議論の余地はある。⁽⁵⁾また、仮に違法な本来受理されるべきでなかった届出であったとしても、いったんなされた戸籍の記載を職権で一方的に訂正するということが認められれば、本人の知らないところで、勝手に届け出た名の文字が変わっていたというようなことも起こってくるだろう。たとえば、制限外の文字を用いた名を付けた出生届出でも、誤って受理されてしまった以上、後でそのあやまちを発見した場合には、戸籍に記載する前ならば、届出人に制限内の文字を使用するように追完の催告をするべきであり、届出人がこれに応じなければそのまま戸籍の記載をするしかないというのが戸籍先例の立場であるし、戸籍の記載後であれば所定の戸籍訂正の手続きを採るほかになく、職権で訂正するのは相当でないというのが戸籍実務であるとされる。⁽⁶⁾つまり、戸籍に法律上許されない記載がなされた場合には、戸籍法二四条によれば、市町村長はまず届出人または事件本人にその旨を通知しなければならず、通知をしても訂正の申請がないときには監督法務局長または地方法務局長の許可を得て訂正をすることができると定められており、このような手続きを踏まずに、市町村長の職権によって一方的に戸籍の記載を抹消したり、消除することはできないわけである。手続きの公正さに対する信頼を損なわないためにも、行政は公正な手続きで戸籍事務の取り扱いに臨むべきである。従来戸籍取り扱い実務にしたがったものとして、今回の審判の態度は是認されざるをえないであろう。しかし、その場合でも、戸籍法二四条所定の手続きにしたがった戸籍の記載の抹消が認められるかどうかは問題である。⁽⁷⁾

しかし、この戸籍実務の問題よりも、行政の介入の是非や親の命名権の濫用か否かという問題が今回の事件で大きな社会的関心を呼んだことは明白である。その意味で、法律的問題関心と社会的問題関心のありようが若干ズレていたともいえよう。

- (1) 三村美美子「悪魔ちゃん」命名事件に寄せて」亜細亞法学二九卷一号一八四頁、読売新聞一九九四年二月二日付「二三版」一五面「悪魔ちゃん審判 命名への行政関与に波紋」参照。
- (2) 審判文については、判例時報一四八六号五六頁、判例タイムズ八四四号七五頁参照。
- (3) 足立哲「悪魔」ちゃん事件顛末記」民事法情報九一号五頁参照。
- (4) 大正四年一月二〇日民事五四号法務局長回答、大正六年八月二五号民事九二四号法務局長回答、昭和三四年六月二二日民事甲一三〇六号民事局長回答など。
- (5) たとえば、足立「悪魔」ちゃん事件顛末記」民事法情報九一号五頁。
- (6) このような戸籍先例として、昭和三九年九月九日民事甲第三〇一九号民事局長回答、昭和五七年一〇月八日民二第六二二一号民事局第二課長回答などが引用されている。また、富山家庭裁判所昭和四四年六月一三日審判家庭裁判月報二二卷四号七四頁など。これについて、法務省民事局法務研究会編「実務戸籍法（改訂版）」（民事法務協会、一九九〇年）七六頁参照。しかし、石川稔教授の指摘によれば、ここで引用される戸籍先例は当用漢字の正字を用いた届出を誤って受理した事例であり、まだ戸籍に記載される前の事例であり、違法な戸籍記載の抹消ができないことを支持したものではないとされる。石川稔「悪魔」と命名することが命名権の濫用にあたるか」『私法判例リマックスNo.10』八八頁。石川教授は、養子縁組届出の事例についてはあるが、配偶者の一方の記載を欠いた届出を誤って受理し、戸籍に記載したという事案について、誤って受理され戸籍に記載された後では、戸籍法二四条一項および二項に定める訂正手続きにしたがって訂正するほかになく、これによらずに戸籍の記載を消除し不受理扱いとすることはできないとした東京家庭裁判所昭和四〇年二月二三日審判家庭裁判月報一七卷四号七一頁を挙げ、「悪魔ちゃん」事件審

判はこの審判にしたがつて、出生届という報告的届出においても戸籍訂正の手続きを経ずしてなされた職権による訂正を認めないという新たな判断をしたものと評価している。

(7) 石川稔「悪魔」と命名することが命名権の濫用にあたるか「判例リマークスNo.10」八九頁参照。

三 親の命名の権利とその制限

子に名をつける権利が誰にあるのかということについては、民法はもちろんのこと、戸籍法にも規定がない。しかし、戸籍法五二条が出生届出義務者を父母と定めていることから、父母が命名して出生届出をおこなうことを当然の前提としていると考えることができる⁽¹⁾。この場合に、親の命名の性質については、八王子支部審判においても指摘したように、見解が分かれている。第一に、命名行為を親の親権の一部として子のために権限を行使すると理解し、これにより親は自由に子のために命名することができるとする見解があり、通説的な立場であると考えてよい⁽²⁾。命名行為を親権の作用の一部とする立場である。この考えでは、命名は親の自由に委ねられていることになるから、法令の制限に違反しない限り、戸籍事務管掌者は出生届を受理すべきことになる。第二に、命名は命名される子の固有の権利であるとする見解がある。つまり、命名を子の人格権の一つであると位置づけるものである。この立場でも、子の固有の権利を親権者である親が代理して行使するという見解⁽³⁾と、親権者である親が事務管理的に代行するという見解⁽⁴⁾に分かれている。この場合には、あくまでも子の権利・利益を実現するという目的にしたがつた親の命名行為が求められることになるから、親権者が個人的な好みをいれて恣意的な命名をするべきではないことになり、子の利益という観点からの命名への制限を認めることになる⁽⁵⁾。

第二の見解はもちろん、第一の見解においても、子の利益を害するような場合には、規制されることは認められると思われる。特に、子の名前はその子の人格権の一部として保護されるべき権利であり、その観点から子の利益や福祉を考える必要があることは多くの論者から指摘されている。⁽⁶⁾したがって、子の利益に反するような命名行為がなされた場合に、親権の濫用と判断できる場合があることは否定できない。問題は、仮に、親の命名が子の利益を害するような場合で、命名権の濫用といえる場合に、行政的介入を認め、戸籍事務管理者に出生届の受理を拒否する権限を与えることができるかどうかである。

(1) たとえば、久貴忠彦「親族法」(日本評論社、一九八四年)三六七頁、谷口知平「戸籍法(新版)」(有斐閣、一九七三年)一一一頁など。

(2) 「大阪家庭裁判所家事部決議録」(有斐閣、一九六〇年)二四〇頁、久貴忠彦「親族法」三六七頁など。

(3) 田中実「命名の法理」慶応義塾大学法学研究三七卷一〇号一六頁以下、高梨公之「日本婚姻法史論」(有斐閣、一九七六年)二九八頁。

(4) 戒能通孝「子を命名する権利と義務」『家族法の諸問題』三三九頁。

(5) 田中実「命名の法理」慶応義塾大学法学研究三七卷一〇号一七頁、中川淳「悪魔」と命名することは命名権の濫用といえるか」判例時報一五〇三号二二一頁参照。

(6) 野田愛子「悪魔」という名前の子供「ジュリスト」一〇四二号七一頁は、子どもの権利条約の趣旨に沿って考えたと命名権は子の人格権に属するものとして、これを父母が代行するという考えが優れていると主張する。同旨、三村美美子「悪魔ちゃん」命名事件に寄せて「亜細亜法学」二九巻一号一八七頁。なお、出口顯「名前のアルケオロジ」(紀伊國屋書店、一九九五)一一八頁以下では、この事件で名づけのもつ他者性と暴力性が露呈し、それに人々があわてたのだと指摘し、名づけのもつ文化的意味を考慮する必要性を述べている。また、加藤尚武「応用倫理学のすすめ」(丸善ライブラリー、一九九四年)五二頁以下では、子の命

名が親に認められているのは子の最大の利益の代弁者が親であるという常識によることを指摘し、親がどんな名でもつけてよいということではないと述べている。

四 名に関する法的規制と戸籍事務管掌者の審査権

人の名に関する法的な規制は、すでに指摘したように戸籍法五〇条および戸籍法施行規則六〇条による名に用いることのできる文字の範囲に関する制限があるのみである。戸籍法五〇条は子の名について「常用平易な文字」を用いることを要求し、これを受けて戸籍法施行規則六〇条が名に用いられる文字について「常用漢字、人名用漢字、平仮名、片仮名」の使用を認め、一定の制限を付けている。このような制限を付けること自体については、個人の表現の自由を侵害するものでもなく、幸福を追及する権利を定めた憲法一三条にも違反しないとの判断が定着していると指摘されている。⁽¹⁾このような制限の趣旨については、「名づけ文字をある範囲に制限することは公共の福祉のため必要である」ということにつぎる。つまり、一般社会において日常使用することの少ない文字とか、読み難い文字などを人名に使用すると、本人だけではなく社会公共生活の面でも種々の不都合が生じる可能性があり、「公益的な目的で社会生活上の支障を排除するため一定の範囲の制限を設けることにした」というように理解されている。⁽²⁾

しかし、ただ文字についてのみ制限が付けられているというわけではない。たとえば、名古屋高等裁判所昭和三八年一月九日決定の事案では、夫婦間に生まれた娘に「しんこ」とふりがなをつけた「伸子」という名を付けて、出生届を出したところ、妻の名が「伸子」であり、同一の文字になるため、同一戸籍内の同名は不適当であるとして、その出生届の受理が拒否されたため、届出人から不服申し立てがおこなわれたというものであるが、名古屋高

等裁判所はこの申し立てを棄却した⁽⁴⁾。戸籍法五〇条および戸籍法施行規則六〇条の規定を文理通りに理解すれば、これらの制限は「文字」についてのみであるということになるから、子に「しんこ」というふりがなつきで親と同じ文字の「伸子」という名を付けたとしても問題はなともいいうる。しかし、決定では、名はその人を特定する公の呼称であるから、いかなる名が付けられるかについては本人自身はもとより世人は利害関係をもつていと指摘した上で、難解、卑猥、使用の著しい不便、特定の困難を伴うような名は命名することができないと解すべきであるとし、さらに、戸籍法五〇条および戸籍法施行規則六〇条はその趣旨の一つの現れと理解している。そして、「しんこ」というふりがなつきの「伸子」という名と「伸子」とはまぎらわしい名であつて世人が同一戸籍内の「伸子」を「しんこ」というふりがなつきの「伸子」と識別すること、「しんこ」というふりがなつきの「伸子」を特定することは困難であり、本人も生涯ふりがなつきの名というわずらわしさの不便を免れることはできないと述べている。ここでは、名の特定の困難な命名であるという理由に基づいて、戸籍法に反し違法であるという判断を下している⁽⁵⁾。このように、戸籍法五〇条の趣旨は、単に使用する文字の制限にあるのではないという理解はほぼ定着しているといえる。

また、改名については、家庭裁判所に名の変更を申し立てることができるが、この場合には、名の変更について「正当な事由」が必要である。これについては、たとえば、近所に同姓同名の者がいて、社会生活上はなほだしく支障があるとか、はなほだしく難解・難読な文字を用いた名等で社会生活上支障があることなどが例として考えられるが、子の名の命名の際にも社会生活上の配慮が必要である。その場合に、今回のような「悪魔」という名前は難解でも難読でもない漢字を用いたものであり、近所に同名の者がいるようなことは考えられないものであるから、社会生活において支障のある名前かどうかという点からすれば、問題はないということにならう。その名前が原因

となつてその子がいじめにあふことが社会生活上の支障とはいえないだろうから、このような判断基準からはこの名を規制するのは難しいといえる。⁽⁷⁾

諸外国では、「子の最善の利益」という観点から法律によつて子の命名について規制を設けている例もあることが紹介されている。大森政輔氏によれば、たとえば、イギリスにおいては、子の将来に不利益となるような名、汚い名やのろわしい名などは出生登録を拒否され、フランスやイタリアにおいては、軽蔑されるような名やばかばかしい名、符号による名、不吉な名、不道徳な名は認められないものとされているという。⁽⁸⁾これになつて、子の利益という観点から「悪魔」という名を子にとつて不利益を与える可能性があるものとして、受理を拒否することができると考えることも可能である。しかし、結局のところ、そのような名前を規制する根拠は、究極的には、その名の持つ意味内容への法的評価へと踏み込むことが必要である。

そのような場合には、まず、形式的な基準を設けて戸籍取り扱いの窓口で混乱が生じないような方策を取ることが必要である。しかし、この点については、戸籍事務に関わる行政官でさえも、形式的な基準を設けて、名を規制することは非常に困難であると指摘しているから、市町村での審査に委ねるしかないということになる可能性が高い。⁽⁹⁾ そうすると、戸籍事務管掌者の裁量に委ねる結果となり、その審査権の範囲について疑問が生じることになる。ここでは、市町村の窓口においてそのチェックができるかどうかという問題を考慮しなければならぬ。つまり、戸籍事務管掌者の審査権の範囲が検討される必要がある。「悪魔ちゃん」事件に関する八王子支部審判は、一般常識から著しく逸脱し、社会通念上明らかに不適当な名や、子の利益を著しく損なうおそれのある名については、戸籍事務管掌者が審査権を發動して、名の受理を拒否することができることを認めている。⁽¹⁰⁾ しかし、これについては、戸籍事務管掌者に実質的審査権を与えることになるとして批判がある。戸籍法五〇条二項および戸籍法施行規

則六〇条を根拠に、今回の「悪魔」について受理を拒否できる権限を認めることは、拡大解釈としては許されない範囲との批判がある⁽¹⁾。加藤一郎教授も、戸籍事務を取り扱う者が個々の名を子の利益に反するかどうかを判断し、受理・不受理を決定するようなことを戸籍法は予定していないという趣旨の指摘をおこなっている⁽²⁾。戸籍事務を取り扱う窓口において画一的な処理が可能となるような基準を構築できない限り、その場その場で、戸籍事務を取り扱う者の裁量によって出生届の受理の可否を決定することになれば、担当者によって異なる結論が出るようなことになりかねず、これを形式的審査権の範囲にあるというのは困難である。

(1) 大里知彦「人名」について考える」戸籍六二三号三〇頁。審判文では、これについて最高裁判所昭和五八年一〇月一三日決定 家庭裁判月報三六卷一〇号七七頁および東京高等裁判所昭和二六年四月九日決定を引用している。最高裁判所判決では、戸籍法が戸籍上の氏名と異なる氏名を呼称することを禁じているわけではないから、個人の氏名選択の自由を侵害しているものではないと述べている。

(2) 戒能通孝「子を命名する権利と義務」『家族法の諸問題』三四二頁。

(3) たとえば、東京家庭裁判所昭和三八年二月二八日審判家庭裁判月報一五卷九号二二五頁。この審判は、名の変更申し立て事件であり、数一〇年間通名として使用してきた名への変更を求めたのに対して、その名の一部が常用平易な文字の範囲に含まれないものであったために、変更の申し立てを却下したものである。

(4) 高等裁判所民事判例集一六卷八号六六四頁、判例時報三六一号五二頁参照。

(5) なお、この届出人はそれ以前に生まれた子について自分の名である「朗」に「ほがら」というふりがなをつけた出生届出をおこなっており、その際には受理を拒否されなかったという事実があったため一層この問題にこだわったものようである。この決定の事案に関連して、同一戸籍内での同名の許否という問題と同時に、そもそもふりがなつきの名が認められるのかということも論点となりうる。多くの論者は同一戸籍内の同名については認めないとするが、木村健助「親の名にふりがなをつけた子の名」法律

時報三六卷五号（一九六四年）七八頁はこの決定を妥当とはしながらも「同籍同名をもって違法であるとまでいうことができるか、少し疑問をもっている」と述べている。また、ふりがなつきの名については、その文字に全くありえない音訓によるふりがなは認めないものの、ふりがなつきであることを理由に届を受け付けけないということにはなっていないのが実務的な取り扱いである。なお、木村・前掲法律時報三六卷五号七九頁はふりがなつきの命名を違法とし、宮井忠夫「自分の妻の名にふりがなをつけた字を子の名とする出生届の適否」同志社法学八九号（一九六四年）七四頁以下は、ふりがなつきの意味を考慮した上で判断すべきであるとし、単純にふりがなつきが認められるべきではないとされている。

(6) たとえば、山主政幸「氏名の変更」同「家族法論集」（法律文化社、一九六二年）四三頁以下では詳しく分類されて解説されている。

(7) 野田愛子「悪魔」という名前の子供「ジュリスト」一〇四二号七二頁は、悪魔という名前によってその子がかいかいやいじめの対象となり、つらい思いをすることは容易に想像できるといふ。しかし、もし、いじめにあうことが社会生活上の支障であるとすると、名前を理由とするいじめを当然なものとして是認することになるのではないだろうか。そのような意味で、いじめにあう可能性が高いから子の利益を害すると考えることは、実利的にはともかく、教育的理想からは、不適切といふべきである。

(8) 大森政輔「子の名に用いる文字の取扱いに関する民事行政審議会の答申及びその実施について」戸籍四四一号一九頁以下（二一九一年）参照。

(9) 大里知彦「人名」について考える」戸籍六二三号三四頁。

(10) 大里知彦「人名」について考える」戸籍六二三号三八頁は、この審判の態度を支持し、出生届の受理前に名についての指導も許されると主張している。ただし、大里氏はこの審査権を形式的審査権の範囲内のものだと強調している。また、平成六年三月七日民事局第二課補佐官事務連絡を挙げ、同様な問題が生じ、不受理処分しようという場合には、あらかじめ監督法務局に照会することになったと指摘している。

(11) 石川稔「悪魔」と命名することが命名権の濫用にあたるか」私法判例リマックスNo10「八九頁。

(12) 加藤一郎「悪魔」騒ぎを考える」法学教室一六四号九八頁参照。

おわりに

「悪魔」という名前が一般的な常識からすれば、考えられないものであると多くの人が感じることは明らかであろう。しかし、賛否両論があり、意見が分かれている状態であるし、子への命名はまさに親の常識的判断に委ねるしかなく、他人がそれに介入するべきものではない。また、子の利益を害するかどうかについても、将来の見込みを勝手に予測することは不可能であるし、いじめにあうことを当然のこのように主張する考えには疑問を感じざるをえない⁽¹⁾。そのような場合に、届出を受け付ける行政の窓口が、戸籍法が定めている名に用いることのできる文字をチェックする権限を越えて、子の名前の持つ意味内容に関して実質的な審査権を行使することは問題があると言わざるをえない。窓口において問題があると感じた場合には、あくまでも届出人である親に対する説明と説得をおこなうべきであり、親がそれに応じない限りは届出を受理するしかない⁽²⁾と考える。仮に、親の命名が親権の濫用であるという場合であっても、命名行為そのものを行政窓口において規制するべきではない⁽³⁾。規制する法的根拠が明確でないにもかかわらず、実質的審査権を発動することは越権行為といえると思う。

子の名前が珍奇・難解であるときには、改名という手段が制度化されているわけだから、問題が生じてどうしてもその名前では不適當だという場合には、改名を申し立てることができる⁽⁴⁾。「悪魔」という名前が不適當な名前であると思うかどうか、その判断は分かれるところであるが、当事者自身が考えるしかない問題と思う。

(1) 石川稔「悪魔」と命名することが命名権の濫用にあたるか」私法判例リマックスNo.10「八九頁。

(2) そもそもこのような事件に発展したのは、最初の父親からの電話の問い合わせに対して「支障がない」と回答したことに原因があるわけであるし、戸籍に記載した後には、親に何も説明をすることなく職権で「悪魔」の名前を消除するなど、一方的な行政の態度に親が反感を持ったことに原因があるのではないかと考えている。手続きを踏んで、親への説明と説得が行われたならば、違つた解決が可能だったのではないかと思うのだが、どうだろうか。加藤尚武「応用倫理学のすすめ」五六頁以下も結論的には同趣旨と思われる。

(3) 中川淳「悪魔」と命名することは命名権の濫用といえるか「判例時報一五〇三号二三二頁は、「悪魔」という名前が子の利益・福祉という視点からみて妥当性を欠くものと指摘するが、命名権の濫用をチェックするのは裁判所であり、戸籍事務官には実質的審査権が与えられていない以上、そのまま受理せざるをえないと指摘している。

(4) 野田愛子「悪魔」という名前の子供「ジュリスト一〇四二号七三頁、加藤一郎「悪魔」騒ぎを考える」法学教室一六四号九八頁。中川淳「悪魔」と命名することは命名権の濫用といえるか「判例時報一五〇三号二三二頁は、この改名の申し立てができる者の範囲を拡大して、児童相談所長や検察官を加えることも検討してはどうかと提案している。